

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 環境保全と経済成長の両立を目指し環境に配慮した経済活動や社会システムへの変革を進める。
ICT活用をしたグリーン化（green by ICT）ICTを用いてエネルギー利用効率の改善やCO₂排出量の削減を目指します。
- b. 健康経営実践事業所として認定を受け、社員及びサプライズチェーンの取引先との合同健康診断を実施していきます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。建設業法をはじめ関連法令に従い曖昧な契約とならないよう業者間で十分な協議を行い書面で工事着手前に契約をします。

② 下請け等の支払い

取引業者の支払いは、全て現金とします。

3. その他（任意記載）

当社は、「技術と人をつなぐ細村建設」をスローガンに掲げ、働き方改革や生産性向上にICT土工技術の積極的な活用を推進し、若手や女性すべての人が活躍できる職場づくりを行い次世代の担い手の確保と育成を推進してまいります。取引先の皆様と連携を深め100年先につなげる持続可能な関係構築を実現していきます。

令和8年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 細村建設

企 業 名

代表取締役 佐々木 達也

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。